

フィロソフィック2・インベストメント・トラストー
ウイントン・パフォーマンス連動
ボンドプラスファンド15-10(豪ドル建)

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／単位型

運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第5期

(自 2019年12月1日)
(至 2020年11月30日)

管理会社

IQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッド

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、フィロソフィック 2・インベストメント・トラストーウイントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第5期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

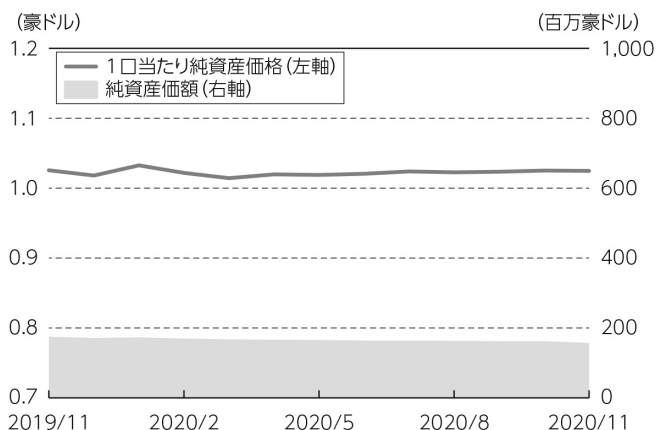
ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託
信託期間	ファンドは、2015年10月9日に運用を開始し、原則として2023年10月13日に終了します。ただし、有価証券報告書に定めるいずれかの方法により早期に償還されることがあります。
運用方針	ファンドの目的は、ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することです。
主要投資対象	特別目的ヴィークルであるシグナム・モメンタム・リミテッド（Signum Momentum Limited）により発行されるゼロ・クーポン債および特別目的会社であるクォーティックス・フィナンシャル・プロダクツⅡリミテッド（Quartix Financial Products II Limited）により発行されるパフォーマンス・リンク債。
ファンドの運用方法	管理会社は、受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、ゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・リンク債に投資することにより、投資目的の達成を目指します。
主な投資制限	管理会社は、当ファンドのために主に以下の投資制限に従います。 (i) 管理会社または管理会社の取締役を相手方当事者として取引することができません。 (ii) 管理会社または当ファンド以外のいずれかの者に利益をもたらすことを意図された取引を行いません。 (iii) 管理会社が、管理会社または当ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、当ファンドの受益者の保護に欠け、または当ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されています。 (iv) 空売りされる有価証券の時価総額は、いつでも、当ファンドの直近の純資産価額を超えてはなりません。 (v) デリバティブ取引等の投資指図は行いません。 管理会社は、とりわけ、当ファンドの投資対象の価格の変化、再建もしくは合併、当ファンドの資産からの支払または受益証券の買戻しの結果、上記取引制限に違反しても、直ちに投資対象を売却する必要はありません。しかし、管理会社は、違反が発見された後合理的な期間内に、受益者の利益を考慮しつつ、上記制限を遵守するために合理的で実施可能な手続を取ります。
分配方針	ファンドは、受益者への分配を行わない方針です。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第4期末の1口当たり純資産価格	1.0254豪ドル
第5期末の1口当たり純資産価格	1.0248豪ドル
第5期中の1口当たり分配金合計額	該当事項はありません。
騰落率	-0.06%

* 1口当たり純資産価格および純資産価額は、ファンドの定められた存続期間全体にわたる受託報酬、監査費用およびその他の運用費用に対する準備金を含むものであり、これらの費用を発生時に費用計上しているファンドの財務書類の値とは異なる場合があります。

また、騰落率は、上記の1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。

* ファンドは分配を行わない方針であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を記載していません。以下同じです。

* ファンドの購入価格により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

* ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

ファンドの投資対象である8年豪ドル建てゼロ・クーポン債（以下「ゼロ・クーポン債」といいます。）の価格は、前期末は額面の約95.5%で、当期末には額面の約98.9%となりました。また、同じくファンドの投資対象である8年豪ドルパフォーマンス・リンク債（以下「パフォーマンス・リンク債」といいます。）の価格は、前期末には名目元本の約7%でしたが、今期末には名目元本の約3.5%となりました。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

ファンドは、その資産の大半をゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・リンク債に投資しています。管理会社は、ファンドの設定日の後に算定される純資産額の一部をゼロ・クーポン債に投資することにより、最終買戻日まで受益証券を保有する受益者のために豪ドルによる元本確保の達成を目指します。パフォーマンス・リンク債への投資により、MA WCM FPリミテッド（以下「投資先ファンド」といいます。）のパフォーマンスに対する投資機会を提供します。

ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド（Winton Capital Management Limited）（以下「ウィントン社」といいます。）は投資先ファンドのトレーディング・アドバイザーを務めています。以下の「マーケットレビュー」および「ザ・ウィントン・ファンドの実績」は、ウィントン社による運用状況に関する説明です。

（第5期：2019年12月1日～2020年11月30日）

マーケットレビュー

当期の世界株式市場は、米国市場を中心に幅広い株式市場で上昇して始まりましたが、2020年1月に中国での新型コロナウイルスの感染拡大が伝わると、世界中に感染リスクに対する懸念が徐々に広がりました。2月から3月半ばにかけて新型コロナウイルスの経済面への悪影響が強く意識され、世界株式市場は暴落しました。3月後半には各国の積極的な財政・金融緩和策が好感され、市場は世界経済回復への期待が先行する形で上昇に転じると、その後強い上昇トレンドが形成されてコロナ・ショックで失った株価の大部分を取り戻し、MSCIワールド指数は11月には史上最高値を更新しました。

為替市場では、米ドルが殆どの主要通貨に対して下落して始まりましたが、2020年に入ると世界株式市場の暴落に伴うリスク回避の動きが加速し、米ドル全面高となりました。一方で新興国通貨は、資源価格の低迷や新型コロナウイルスが新興国でも猛威を振るい始めたことを受けて軟調な動きとなりました。4月から当期末にかけては大規模な金融緩和や財政出動により株式市場が持ち直したことで、主要通貨に対して米ドル指数は下落しました。

ザ・ウィントン・ファンドの実績

ザ・ウィントン・ファンド・リミテッド（The Winton Fund Limited）（以下「ザ・ウィントン・ファンド」といいます。）は、ウィントン・ファンド・マネジメント・リミテッド（Winton Fund Management Limited）が運用し、ウィントン社が投資アドバイザーを務める旗艦ファンドの名称です。

当期は株式指数セクターや現物株式セクター、通貨セクターを中心に苦戦し、大幅なマイナス・パフォーマンスとなりました。畜産物セクターは当期の収益にプラスに貢献しましたが、その他のすべてのセクターから損失を計上しました。

2020年は2019年の株式市場の上昇トレンドを引き継いで始まったため、当ファンドでは株式指数セクターの大部分でロング・ポジションを保有していました。そのため、2月から3月にかけての市場急落で大きな損失を計上しました。4月にショート・ポジションに転換したものの、今度は世界株式市場の急回復により当期末にかけてさらに損失幅を広げる結果となりました。

通貨セクターでは、特に2020年2月から4月にかけての主要国通貨に対する米ドルの上昇と新興国通貨の下落により、英ポンドのロング・ポジションやメキシコ・ペソ等の新興国通貨のロング・ポジションが損失要因となりました。5月には対米ドルで主要国通貨の多くをショート・ポジションに転換しましたが、同時期に米ドルが下落し始めたことで、さらに損失幅を広げました。9月以降は再びポジションを転換したため、損失分を幾分取り戻して当期を終えました。

なお、記載されている運用体制はザ・ウィントン・ファンドのものであり、投資先ファンドの運用体制と必ずしも同じではありません。ザ・ウィントン・ファンドと投資先ファンドの証拠金に使用されていない預かり資産の運用方法は必ずしも同じではありません。

※ザ・ウイントン・ファンドのパフォーマンスについて

ウイントン社からは、報告期間に対応するパフォーマンスが提供されていません。ウイントン社から提供された月次のパフォーマンス数値から、2019年12月から2020年11月までの期間について管理会社が計算したところによると、当該期間についてのザ・ウイントン・ファンドのトランシェB（米ドル建て）のパフォーマンスは-21.97%でした。

■ポートフォリオについて

投資先ファンドへの連動率は、前期末は15.2%でしたが、今期末には1.63%となりました。

受益証券1口当たり純資産価格は、前期末には1.0254豪ドルで、2020年3月13日に一旦1豪ドルを下回りましたが、今期末には1.0248豪ドルとなりました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンドは、今後も、ファンド償還時における受益証券1口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求するという投資目的に沿い、ゼロ・クーポン債とパフォーマンス・リンク債への投資を継続します。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬	報酬対象額（募集価格である1豪ドルに評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額をいいます。以下同じです。）の1億豪ドルに相当する部分までについて年率0.30% 1億豪ドルを超える部分について年率0.10% （最低年間報酬20,000豪ドル）	管理報酬は、ファンドの資産の運用管理、受益証券の発行・買戻しの業務の対価として、管理会社に支払われます。
受託報酬	報酬対象額の年率0.12% （最低四半期報酬10,000豪ドル）	受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として、受託会社および管理事務代行会社に支払われます。
保管報酬	報酬対象額の年率0.025%	保管報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として、受託会社および管理事務代行会社に支払われます。
投資顧問報酬	報酬対象額の年率0.25%	投資顧問報酬は、ファンドの投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。
代行協会員報酬	報酬対象額の年率0.10%	代行協会員報酬は、ファンドの受益証券の純資産価格の公表を行い、またファンドの受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
販売報酬	報酬対象額の年率0.40%	販売会社報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。
その他の費用（当期）	0.15%	監査費用、買戻し手数料にかかる費用、弁護士費用、その他の運用費用等

(注1) 各報酬については、有価証券報告書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の財務書類上の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、ファンドが組み入れているゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・リンク債の費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第5会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		一口当たり純資産価格	
	豪ドル	百万円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2016年11月末日)	288,129,719	24,307	0.9480	80
第2会計年度末 (2017年11月末日)	227,064,188	19,155	0.9827	83
第3会計年度末 (2018年11月末日)	185,783,099	15,673	0.9739	82
第4会計年度末 (2019年11月末日)	175,170,936	14,777	1.0254	87
第5会計年度末 (2020年11月末日)	156,984,941	13,243	1.0248	86
2019年12月末日	171,683,277	14,483	1.0181	86
2020年1月末日	173,514,440	14,638	1.0326	87
2月末日	169,466,374	14,296	1.0217	86
3月末日	167,336,014	14,116	1.0145	86
4月末日	166,289,060	14,028	1.0198	86
5月末日	165,908,167	13,996	1.0190	86
6月末日	164,231,506	13,855	1.0204	86
7月末日	164,323,836	13,862	1.0237	86
8月末日	162,803,866	13,734	1.0228	86
9月末日	162,264,111	13,689	1.0235	86
10月末日	162,236,430	13,686	1.0252	86
11月末日	156,984,941	13,243	1.0248	86

(注1) 上記純資産価額および一口当たり純資産価格は、ファンドの定められた存続期間全体にわたる受託報酬、監査費用、およびその他の運用費用に対する準備金を含むものであり、これらの費用を発生時に費用計上している後記財務書類の値とは異なる場合があります。

(注2) 豪ドルの円貨換算は、便宜上、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=84.36円）によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	325,260,000 (325,260,000)	21,330,000 (21,330,000)	303,930,000 (303,930,000)
第2会計年度	0 (0)	72,870,000 (72,870,000)	231,060,000 (231,060,000)
第3会計年度	0 (0)	40,310,000 (40,310,000)	190,750,000 (190,750,000)
第4会計年度	0 (0)	19,930,000 (19,930,000)	170,820,000 (170,820,000)
第5会計年度	0 (0)	17,640,000 (17,640,000)	153,180,000 (153,180,000)

(注1) () の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数が含まれます。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された財務書類の原文（英文）を翻訳したものです。
- b. ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文（英文）の財務書類は豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=84.36円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

フィロソフィック 2・インベストメント・トラストー

ウイントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）の受託会社御中

（ケイマン諸島の法律に基づき基本信託証書および信託証書補遺により設定されたオープン・エンドのアンブレラ型投資信託）

財務書類の監査に対する報告書

監査意見

我々は、2020年11月30日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の包括利益計算書、資本変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、フィロソフィック 2・インベストメント・トラストーウイントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）（「ファンド」）の財務書類について監査を行った。

我々は、国際財務報告基準に準拠して、2020年11月30日現在のファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度のファンドの運用実績およびキャッシュ・フローについて、真実かつ公正な概観を付与しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（「ISA s」）に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、（国際独立基準を含む）職業会計士の国際倫理規程（「IESBA規定」）に準拠してファンドから独立した立場にあり、IESBA規定に準拠して他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

その他の情報は、運用管理上のリストより構成される。経営陣はその他の情報に対して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および受託会社の責任

経営陣は、国際財務報告基準に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

受託会社は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の報告書は、全体としての受益者に対してのみ作成されており、それ以外のいかなる目的も有しない。我々は、当報告書の内容に関して、いかなる他の人物に対しても責任を負わずまた引受けないものとする。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は受託会社に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

グランド・ケイマン ケイマン諸島

2021年4月30日



Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Camana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Tel: +1 345 949 8444
Fax: +1 345 949 8529
ey.com

Independent Auditor's Report

The Trustee
Philosophic 2 Investment Trust – Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 15-10 (AUD)
(A series trust of an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed and Supplemental Trust Deed under the laws of the Cayman Islands)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Philosophic 2 Investment Trust – Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 15-10 (AUD) (the “Trust”) which comprise the statement of financial position as at 30 November 2020, and the statement of comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at 30 November 2020 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the listing of management and administration. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent



with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.



The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

Grand Cayman, Cayman Islands

30 April 2021

(1) 貸借対照表

フィロソフィック2・インベストメント・トラスト
 ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10 (豪ドル建)
 財政状態計算書
 2020年11月30日現在

	注記	2020年11月30日		2019年11月30日	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円
資産					
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	8,16	154,643,424	13,045,719	174,184,992	14,694,246
未収買戻し手数料	7	—	—	24,700	2,084
ブローカーからの未収金		2,089,776	176,294	913,590	77,070
現金および現金同等物	9	7,481,576	631,146	4,961,564	418,558
資産合計		164,214,776	13,853,159	180,084,846	15,191,958
負債					
未払買戻金		5,025,930	423,987	2,523,599	212,891
未払勘定および未払債務	6	203,601	17,176	237,067	19,999
負債合計		5,229,531	441,163	2,760,666	232,890
資本					
受益者資本	10	153,180,000	12,922,265	170,820,000	14,410,375
剰余金		5,805,245	489,730	6,504,180	548,693
資本合計	12	158,985,245	13,411,995	177,324,180	14,959,068
負債および資本合計		164,214,776	13,853,159	180,084,846	15,191,958
発行済受益証券口数	10	153,180,000 口		170,820,000 口	
受益証券一口当たり純資産価格	12	1.0378	88 円	1.0380	88 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

フィロソフィック2・インベストメント・トラスト
 ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10 (豪ドル建)
 包括利益計算書

2020年11月30日に終了した年度

	注記	2020年		2019年	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円
収益					
パフォーマンス・リンク債からの 利息収益	5	1,815,686	153,171	1,987,252	167,645
買戻し手数料にかかる収益	7	127,400	10,747	373,900	31,542
銀行預金からの利息収入		527	44	7,024	593
投資収益合計		1,943,613	163,963	2,368,176	199,779
費用					
監査費用		58,724	4,954	61,290	5,170
代行協会員報酬	6	162,902	13,742	179,213	15,118
販売報酬	6	651,608	54,970	716,851	60,474
投資顧問報酬	6	407,255	34,356	448,032	37,796
管理報酬	6	363,449	30,661	378,665	31,944
買戻し手数料にかかる費用	7	125,800	10,612	370,300	31,239
受託報酬および受託事務代行報酬	6	195,483	16,491	215,055	18,142
弁護士費用		8,750	738	22,295	1,881
その他の運用費用		42,204	3,560	46,177	3,895
運用費用合計		2,016,175	170,085	2,437,878	205,659
投資有価証券および為替差損益 控除前の純損失		(72,562)	(6,121)	(69,702)	(5,880)
投資有価証券および為替差損益					
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産にかかる実現純利益		598,575	50,496	295,215	24,904
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産にかかる未実現(損失)／ 利益の純変動		(752,208)	(63,456)	9,015,660	760,561
純為替差損益		(74,735)	(6,305)	98,764	8,332
		(228,368)	(19,265)	9,409,639	793,797
当期包括純(損失)／利益合計		(300,930)	(25,386)	9,339,937	787,917

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10 (豪ドル建)

資本変動計算書

2020年11月30日に終了した年度

	発行済受益証券口数 (注記10)	受益者資本 (注記10)		剰余金 / (欠損金)		資本合計	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円	豪ドル	千円
2018年12月1日現在	190,750,000	190,750,000	16,091,670	(2,862,713)	(241,498)	187,887,287	15,850,172
受益証券買戻し	(19,930,000)	(19,930,000)	(1,681,295)	26,956	2,274	(19,903,044)	(1,679,021)
純包括利益	—	—	—	9,339,937	787,917	9,339,937	787,917
2019年11月30日現在および 2019年12月1日現在	170,820,000	170,820,000	14,410,375	6,504,180	548,693	177,324,180	14,959,068
受益証券買戻し	(17,640,000)	(17,640,000)	(1,488,110)	(398,005)	(33,576)	(18,038,005)	(1,521,686)
包括純損失	—	—	—	(300,930)	(25,386)	(300,930)	(25,386)
2020年11月30日現在	153,180,000	153,180,000	12,922,265	5,805,245	489,730	158,985,245	13,411,995

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

フィロソフィック２・インベストメント・トラスト
ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）
キャッシュ・フロー計算書
2020年11月30日に終了した年度

	注記	2020年		2019年	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円
運用活動からのキャッシュ・フロー					
当期包括純（損失）／利益		(300,930)	(25,386)	9,339,937	787,917
以下への調整：					
利息収入		(1,816,213)	(153,216)	(1,994,276)	(168,237)
買戻し手数料にかかる収益	7	(127,400)	(10,747)	(373,900)	(31,542)
買戻し手数料にかかる費用	7	125,800	10,612	370,300	31,239
未払勘定および未払負債の減少		(33,466)	(2,823)	(12,200)	(1,029)
運用（に使用された）／から発生した現金		(2,152,209)	(181,560)	7,329,861	618,347
受取利息		1,816,213	153,216	1,994,810	168,282
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる実現純利益		(598,575)	(50,496)	(295,215)	(24,904)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる未実現損失／（利益）の純変動		752,208	63,456	(9,015,660)	(760,561)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却にかかる受取額		18,085,949	1,525,731	19,525,143	1,647,141
運用活動から発生した現金純額		17,903,586	1,510,347	19,538,939	1,648,305
財務活動からのキャッシュ・フロー					
受益証券買戻し支払		(15,383,574)	(1,297,758)	(18,022,915)	(1,520,413)
財務活動に使用された現金純額		(15,383,574)	(1,297,758)	(18,022,915)	(1,520,413)
現金および現金同等物の純増加		2,520,012	212,588	1,516,024	127,892
期首現在現金および現金同等物		4,961,564	418,558	3,445,540	290,666
期末現在現金および現金同等物	9	7,481,576	631,146	4,961,564	418,558

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

フィロソフィック2・インベストメント・トラストー
ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10 (豪ドル建)

財務書類に対する注記

2020年11月30日に終了した年度

注1. ファンド

フィロソフィック2・インベストメント・トラスト（「トラスト」）は、ケイマン諸島の法律に従い、IQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッド（「管理会社」）およびHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）の間で締結された、ケイマン諸島の金融庁に登録され、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改正）の下で規制されたミューチュアル・ファンドであり、2015年3月20日付基本信託証書に基づいて設立された、オープン・エンドのアンブレラ型投資信託である。トラストは、適用される当該ファンドに帰属する資産および負債の別のポートフォリオまたはファンドを創設、設立することができるアンブレラ型投資信託として設立された。

ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10 (豪ドル建)（「ファンド」）は、2015年8月12日に受託会社および管理会社との間で締結された基本信託証書および補遺信託証書に従って設立されたトラストのファンドである。2020年11月30日現在、2本のファンドが設立されている（2019年：2本）。

ファンドの投資目的は、ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することである。管理会社は、受益証券の発行手取金の全額を、シグナム・モメンタム・リミテッド (Signum Momentum Limited)（「ゼロ・クーポン債発行会社」）により発行される8年豪ドル建てゼロ・クーポン債（「ゼロ・クーポン債」）およびクォーティックス・フィナンシャル・プロダクツIIリミテッド (Quartix Financial Products II Limited)（「パフォーマンス・リンク債発行会社」）により発行される8年豪ドル建てパフォーマンス・リンク債（「パフォーマンス・リンク債」）に投資することにより、かかる投資目的を達成することを目指す。ゼロ・クーポン債は、債券満期日までゼロ・クーポン債を保有したゼロ・クーポン債の保有者に対して元本の100%（豪ドル建て）を提供することを目指す。ゼロ・クーポン債への投資分および一定の費用の支払分を控除した残りの純受取額は、パフォーマンス・リンク債に投資される。パフォーマンス・リンク債への投資により、投資者に対し、MA WCM FPリミテッド (MA WCM FP Limited)（「投資先ファンド」）のパフォーマンスへのエクスポージャーが提供される。

ファンドは、2023年10月13日付で、または基本信託証書に記載されるその他の終了事由の発生により償還される予定である。

注2. 会計方針および開示の変更

2019年12月1日に開始する会計年度に公表済みであり施行済みの新規および改訂済みの基準ならびに解釈

ファンドは、ファンドに適用される当年度の財務書類において、2019年12月1日以降に開始する会計期間に発行され、有効となった以下の新たな改訂国際財務報告基準（「IFRS」）を採用した。

国際財務報告解釈指針委員会（「IFRIC」）第23号法人所得税措置に関する不確実性
当該解釈指針は、税務上の取扱いが、国際会計基準（「IAS」）第12号「法人所得税」の適用に影響を与える不確実性を含んでいる場合の法人所得税の取扱いについて対応している。当該解釈指針は、IAS第12号の適用範囲外の租税または課税には適用されず、また、税務処理における不確実性に付随する利息および罰金に関連する要件を具体的に含んでいない。当該解釈は、具体的に次のとおり対応している：

- 事業体が税務処理における不確実性を別個に検討することになるのか
- 税務当局による税務処理に対する調査に関して事業体が行う仮定
- 課税所得(税務上の欠損金)、課税基準額、繰越欠損金、繰越税額控除および税率を事業体がどのように決定すべきか
- 事実および状況の変化を事業体がどのように考慮すべきか

ファンドは、それぞれの不確実な税務上の取扱いを別々に考慮するか、もしくはひとつまたは複数の不確実な税務上の取扱いと一緒に考慮するかを決定し、不確実性の解消をよりよく予測するアプローチを使用する。

ファンドは、法人所得税の取扱いに関する不確実性を特定する際に、重大な判断を適用する。

当該解釈指針は、ファンドの財務書類に影響を及ぼさなかった。

I A S 第 1 号および I A S 第 8 号「重要性がある」の定義の修正

2018年10月、国際会計基準審議会（「IASB」）は、「重要性がある」の定義を基準間で一致させ、定義の一定の側面を明確にするために、I A S 第 1 号「財務諸表の表示」ならびに I A S 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正を発行した。当該新定義は、ある情報について、省略すること、虚偽表示を行うこと、または、不明瞭に表示することが、特定の報告主体に関する財務情報を提供する当該財務書類に基づいて一般目的財務書類の主たる利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合、当該情報は重要性がある旨を規定している。

「重要性がある」の定義の修正は、ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼさなかった。

ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼす、2019年12月1日に開始する会計年度から適用されるその他の新規基準および既存の基準の修正はない。

2019年1月1日に開始する会計年度に公表済みであるが未施行であり、早期適用されない新規および改訂済み基準ならびに解釈

ファンドに重要な影響を及ぼすと予想される、公表済みであるがファンドの財務書類の公表日まで未施行の基準および解釈はない。

注 3. 重要な会計判断、見積りおよび仮定

ファンドの財務書類の作成には、経営陣が収益、費用、資産および負債の報告金額ならびに付随する開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。これらの仮定や見積りに不確実性がある場合、結果として、将来の期間に影響を及ぼす資産または負債の帳簿価額に対する重大な調整が必要となることがある。

判断

ファンドの会計方針を適用する過程で、経営陣は以下の判断を行ったが、それにより財務書類において認識される金額に最も重要な影響を及ぼしている。

継続企業の前提

ファンドの経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力についての評価を行い、ファンドが予見可能な将来にわたって事業を継続するための資源を有していることに満足している。さらに、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような重大な不確実性を認識していない。したがって、本財務書類は、継続企業の前提ベースで作成されている。

税制

複雑な税制の解釈および外国源泉徴収税にかかる税法の変更に関して、不確実性が存在する。幅広い国際投資を考慮すると、実際の投資収益と行われた仮定との間に生じる差異、またはそのような仮定に対する将来の変更により、すでに計上された税金費用に対する将来の調整が必要となる可能性がある。ファンドは、投資先各国の税務当局による監査の結果生じうる合理的な見積りに基づき、引当金を設定する。当該引当金の金額は、過去の税務監査の経験ならびに課税主体および責任税務当局に

よる税務規制の解釈の相違等の様々な要因に基づく。このような解釈の相違は、各投資先の所在地における状況によって、多種多様な問題を生じさせる可能性がある。ファンドは、税金に関する訴訟およびその後のキャッシュ・アウトフローが生じる可能性はほとんどないと評価しているため、偶発債務は認識されていない。

注4. 重要な会計方針の概要

遵守の表明

本財務書類は、国際会計基準審議会（「IASB」）により発行されるIFRSおよびIASBの国際財務報告解釈指針委員会（「IFRIC」）により発行される解釈に従って作成されている。採用された会計方針は、注記2で開示されているものを除き、前会計年度の会計方針と一致している。

作成の基礎

本財務書類は、公正価値で測定されている、損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、取得原価主義に基づき作成されている。本財務書類は、ファンドの機能通貨でもある豪ドルで表示され、別段の記載がない限り、すべての数値につき1豪ドル以下が四捨五入されている。

収益の認識

収益は、ファンドへの経済利益の流入が見込まれ、収益が信憑性をもって予測される場合に認識される。利息収入は、残存元本および適用ある現行の金利を考慮し、時間比例配分ベースで認識される。

金融商品

(i) 分類

ファンドは、IFRS第9号に従い、当初認識時に金融資産および金融負債を以下の金融資産および金融負債のカテゴリーに分類している。

金融資産

ファンドは、償却原価で測定されるか、または損益を通じた公正価値（「FVPL」）で測定される金融資産を、以下の両方に基づいて、その後測定される金融資産に分類する。

- 金融資産を管理するための事業体のビジネス・モデル
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

債務商品は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とするビジネス・モデル内で保有されている場合には償却原価で測定され、契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが生じる。ファンドのかかるカテゴリーには、未収買戻し手数料、ブローカーからの未収金、現金および現金同等物が含まれる。

FVPLで測定する金融資産

以下の場合、金融資産はFVPLで測定される。

- (a) 契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみ（SPPI）であるキャッシュ・フローが生じるものではない。
- (b) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、売却することの両方を目的とするビジネス・モデル内で保有されていない。
- (c) 当初認識時に、FVPLで測定されるように取消不能に指定されている場合、資産または負債の測定から生じるであろう測定または認識の矛盾を排除するか著しく減少させ、または異なる基準に基づいてそれらの損益を認識することを目的とする。

ファンドは、かかるカテゴリーに以下を含める。

- 債務商品。これらは、投資収益および時価評価による利益を公正価値ベースで管理するためのビジネス・モデルに基づき保有される投資有価証券を含む。

金融負債

償却原価で測定する金融負債

このカテゴリーには、F V P Lで測定されるもの以外のすべての金融負債が含まれている。ファンドは、かかるカテゴリーに未払買戻金、未払金、未払債務を含める。

(ii) 認識

ファンドは、金融商品の契約条項の当事者となる場合、およびその場合に限り、金融資産または負債を認識する。一般的に市場での規則または慣習によって定められた期間内に資産の引渡しを必要とする金融資産の購入または売却(通常取引)は、取引日、すなわち、ファンドが資産の購入または売却を約定する日に認識される。

(iii) 当初の測定

F V P Lの金融資産は、当初、公正価値で財政状態計算書に計上される。そのような金融商品のすべての取引費用は、損益で直接認識される。

金融資産 (F V P Lに分類されるものを除く)は、当初公正価値に取得または発行に直接起因する追加費用を加算した金額で測定される。

(iv) 後日の測定

ファンドは、当初測定後、公正価値でF V P Lに分類される金融商品を測定する。これらの金融商品の公正価値のその後の変動は、包括利益計算書において「損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる純利益または損失」に計上される。これらの金融商品にかかる受領または支払利息および配当金は、包括利益計算書において、利息収益または費用および配当収益または費用として別個に計上される。

F V P Lに分類される金融負債以外の金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。利益および損失は、負債の認識が中止された時点で、ならびに償却プロセスを通じて、損益で認識される。

実効金利法は、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、関連する期間にわたって受取利息または支払利息を配分する方法である。実効金利とは、金融商品の予想耐用年数、または適切な場合には、それより短い期間を通じて、予想される将来の現金支払または受領を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額に正確に割引く利率である。ファンドは、実効利率を計算する際に、金融商品の契約条件をすべて考慮したキャッシュ・フローを見積もるが、将来の信用損失は考慮していない。この計算には、実効利率、取引コストおよびその他すべてのプレミアムまたはディスカウントの不可欠な部分である、契約当事者間で支払われたまたは受領されたすべての報酬が含まれる。

(v) 認識の中止

金融資産 (または、適切な場合には、金融資産の一部または類似金融資産のグループの一部) は、以下の場合に認識の中止となる。

- 資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅している。
- ファンドが、資産からのキャッシュ・フローを受領する権利を移転した、または「パススルー」契約に基づいて受領したキャッシュ・フローの全額を第三者に遅滞なく支払う義務を引受けた、および
- 次のいずれか(a) ファンドは資産に関するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転した、または(b) ファンドは資産に関するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転も留保もしていないが、資産の支配権を移転した。

ファンドが資産からのキャッシュ・フローを受領する権利を移転 (またはパススルー契約を締結) する場合、ならびに当該資産に関するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転も留保もしておらず、資産の支配権も移転していない場合、当該資産は、ファンドの資産に対する継続的関与の程度に応じて認識される。その場合、ファンドは関連負債をも認識する。移転された資産および関連負債は、

ファンドが保持している権利および義務を反映した方式で測定される。

ファンドは、負債に基づく義務が免責、取消または満了した場合に、金融負債の認識を中止する。

公正価値測定

ファンドは、各報告期間において、金融商品を公正価値で測定する。公正価値は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却により受領するであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格である。公正価値測定は、資産の売却または負債の移転が、以下のいずれかの市場において発生すると的前提に基づく。

- 当該資産または負債にとっての主要な市場、または
- 主要な市場がない場合は、当該資産または負債にとっての最も有利な市場。

主要な市場または最も有利な市場は、ファンドにとって利用可能なものでなければならない。

資産または負債の公正価値は、市場参加者は自身の経済的利益の最大化のために活動すると仮定の下で、資産または負債の価格設定を行う場合に市場参加者が利用するであろう前提を用いて測定される。

非金融資産の公正価値の測定は、市場参加者がその資産を最高かつ最良に使用するか、またはその資産を最高かつ最良に使用する他の市場参加者に売却することにより、経済的利益を生み出す市場参加者の能力を考慮に入れる。

金融商品の公正価値は、公認の取引所における取引相場に基づいており、取引所で取引されていない金融商品の場合には、将来の見積売却費用を控除することなく、報告日における最終取引価格もしくは信用におけるブローカーまたは相手方から調達した価格で評価される。

活発な市場で取引されていないその他のすべての金融商品については、状況に応じて適切と判断される評価手法を用いて公正価値を決定している。評価技法には、市場アプローチ(すなわち、必要に応じて調整された直近の独立企業間市場取引を使用し、実質的に同一である他の金融商品の現在の時価を参照すること)およびインカム・アプローチ(すなわち、利用可能で支持可能な市場データをできるだけ多く利用するディスカウント・キャッシュ・フロー分析およびオプション価格モデル)が含まれる。

公正価値が測定されるまたは財務書類において開示されるすべての資産および負債は、公正価値ヒエラルキーに分類され、公正価値測定全体にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づき、以下のとおり記載される。

- レベル1-活発な市場における同一の資産または負債の公表市場価格(未調整)
- レベル2-公正価値測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに対する評価技法が、直接的または間接的に観測可能である場合
- レベル3-公正価値測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに対する評価技法が、観測不能である場合

定期的に財務書類において認識される資産および負債については、ファンドは、各報告期間末時点で(公正価値測定全体にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づいて)分類を再評価することにより、ヒエラルキー内のレベル間で移動が生じたかどうかを決定する。

金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失が2段階で認識される一般的なアプローチの下で減損引当金が認識される。当初認識以降、信用リスクの著しい増加が生じていない信用エクスポージャーについては、ファンドは、今後12ヶ月以内に起こりうる債務不履行事由から生じる信用損失に備えることが要求される。当初認識以降、信用リスクの著しい増加が生じている信用エクスポージャーについては、債務不履行時期にかかわらず、エクスポージャーの残存期間にわたり予想される信用損失に対する損失引当金の計上が要求される。

外国通貨建取引

ファンドの機能通貨かつ表示通貨は豪ドルである。機能通貨は、ファンドがその運用により主として現金を生じる、また費消する通貨を表している。

機能通貨以外の通貨による会計期間中の取引は、取引日における実勢為替レートで記録される。外国通貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間における実勢為替レートで再換算される。外国通貨建取引に係る実現および未実現為替損益は、為替純利益または為替純損失として包括利益計算書の借方または貸方に記入される。

外国通貨建の取得原価で測定されている非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートをを用いて換算される。外国通貨建の公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の為替レートをを用いて換算される。

2020年11月30日現在の有効為替レートは、1豪ドル=0.7390米ドルであった（2019年：1豪ドル=0.6775米ドル）。

関連当事者

当事者が以下に該当する場合、ファンドの関連当事者とみなされる。

- (a) 当事者が、個人またはその個人の家族の近親者であり、かつ、当該個人が以下のいずれかに該当する場合。
- (i) ファンドに対して支配または共同支配を有する場合。
 - (ii) ファンドに対して重大な影響力を有する場合。
 - (iii) ファンドまたはファンドの親会社の主要な経営幹部の一員である場合。
- (b) 当事者が、以下のいずれかに該当する事業体の場合。
- (i) 事業体およびファンドが同一のグループの一員である場合。
 - (ii) 一方の事業体他方の事業体の関連会社またはジョイント・ベンチャー（またはその他の事業体の親会社、子会社もしくは兄弟会社）である場合。
 - (iii) 事業体およびファンドが同一の第三者のジョイント・ベンチャーである場合。
 - (iv) 一方の事業体は第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の事業体は当該第三者の関連会社である場合。
 - (v) 事業体がファンドまたはファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である場合。
 - (vi) 事業体が(a)で識別された個人により支配または共同支配されている場合。
 - (vii) (a)(i)で識別された個人が当該事業体に対して重大な影響力を有しているか、または当該事業体（または当該事業体の親会社）の主要な経営幹部の一員である場合。
 - (viii) ファンドに対し経営幹部サービスを提供する事業体または当該事業体の一部を成すファンドの構成員である場合。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、定期預金および金額が確定しうる現金に容易に換金でき、価値の変動が少ない、短期で流動性の高い投資である。当座預金は、取得原価により繰り越される。

その他の通貨建ての現金および現金同等物は、報告日現在の適用為替レートで豪ドルに換算される。

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物は、当座預金により構成される。

受益者資本

買戻可能受益証券は、以下の場合において、資本性金融商品として分類される。

- ファンドが清算される場合、ファンドの純資産に対する持分に比例した権利を保有者に付与する。
- 他のすべてのクラスの金融商品に対して劣後する金融商品クラスに属している。

- 他のすべてのクラスの金融商品に対して劣後する金融商品クラスに属する商品が、同じ特性を有する。
- ファンドの純資産の比例持分に対する保有者の権利以外に、現金またはその他の金融資産を引き渡すようないかなる契約上の義務も含まない。
- 買戻可能受益証券に帰属する、存続期間中の予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に、当該金融商品の存続期間にわたる損益、ファンドの認識された純資産の変動、または認識された純資産および未認識純資産の公正価値の変動に基づく。

上記の特性すべてを有する買戻可能受益証券に加え、ファンドは、以下の特性を有する他の金融商品または契約を有してはならない。

- キャッシュ・フローの総額が、実質的にファンドの損益、認識された純資産の変動、または認識された純資産および非認識純資産の公正価値の変動に基づく。
- 金融商品保有者に残存持分を返還することを、実質的に制限または固定することができる。

ファンドは、継続的に、買戻可能参加受益証券の分類について評価を行っている。買戻可能参加受益証券が資本に分類されるすべての特性および条件を充足しなくなった場合、ファンドは、当該買戻可能参加受益証券を金融負債に再分類し、再分類日付の公正価値で測定する。過去の帳簿価格からの差異は、資本において認識されるものとする。その後、買戻可能参加受益証券が資本に分類されるすべての特性および条件を充足した場合には、ファンドは、当該買戻可能参加受益証券を資本性金融商品に再分類し、再分類日付の負債の帳簿価格で測定する。

買戻可能参加受益証券の発行、取得および消却は、資本性取引として計上される。受益証券の発行時に受領した対価は資本に含められる。

ファンドが保有する資本性金融商品の購入、売却、発行、買戻しまたは消却にかかる、包括利益計算書に認識される損益は無い。

ファンドの将来的費用に係る準備金

英文目論見書（「英文目論見書」）に記載されているとおり、ファンドは、管理事務報酬、監査費用およびその他の運用費用を含む、管理会社が定めるファンドの存続期間にわたりサービス・プロバイダーに対して支払われるべき特定の費用に関して準備金を設立時に設定した。かかる報酬への前払いの準備金は、買戻しが生じた場合に、ファンドの設立時に約定されたかかる費用の不均等な配分を残すことにより、継続する投資家が不利益を被らないよう保証することを意図している。これらの準備金は、直近の会計期間における、公表された純資産価額に全額反映されている。

本財務書類は、IFRSに従い作成されている。一定の当該準備金は、ファンドの存続期間全体にわたり提供される業務に関連する費用への準備金を表しており、そのためIFRSに従い当該期間においてファンドの存続期間全体にわたり認識されることが要求されている。

したがって、これらの準備金が将来期間において発生する費用に関連している場合には、これらは包括利益計算書および財政状態計算書から除外されている。これら準備金の包括利益計算書および財政状態計算書からの除外は、上記の理由により、公表された純資産価額との比較において差異を生じさせる結果となるため、本財務書類の注記12において調整について記載している。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益

FVPLで測定する金融資産にかかる純損益は、当初認識時にFVPLと指定された金融資産の公正価値の変動であり、利息収益を除外している。

未実現損益は、当期の金融商品の公正価値の変動および報告期間に実現した金融商品に対する前期の未実現損益の戻入れにより構成される。

損益を通じて公正価値に分類される金融商品の処分にかかる実現損益は、加重平均法を用いて計算されるが、これらは金融商品の当初帳簿価額と処分金額の差額を表している。

注5. パフォーマンス・リンク債からの利息収入

英文目論見書の別紙2に従い、パフォーマンス・リンク債の名目元本額に対して年率で0.895%、加えてパフォーマンス・リンク債の名目元本額の1億豪ドル以下の部分に対して年率で0.30%、パフォーマンス・リンク債の名目元本額の1億豪ドルを超える部分に対して年率で0.10%の金額が、2015年10月30日から債券満期日までの毎月15日（当該日が営業日でない場合にはその直前の営業日）および最終営業日、パフォーマンス・リンク債の保有者に対して、後払いで支払われる。

当期中のパフォーマンス・リンク債からの利息収入は、1,815,686豪ドル（2019年：1,987,252豪ドル）にのぼった。

注6. 報酬

受託報酬および管理事務代行報酬

受託会社および管理事務代行会社は、最低四半期報酬を10,000豪ドルとする、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、募集価格に発行済受益証券の口数を乗じた金額（「報酬対象額」）の年率0.12%の金額の受託報酬を受領する権利を有する。受託会社および管理事務代行会社は、商慣習に基づく事務処理報酬を受領する権利を有する。さらに、受託会社は、当初払込日後できる限り速やかに支払われる設定報酬5,000豪ドルを受領する権利を有する。また、受託会社および管理事務代行会社は、トラストの資産の保管のために、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、保管資産の年率0.025%の保管手数料を受領する権利を有する。

当期中の受託報酬および管理事務代行報酬は、195,483豪ドル（2019年：215,055豪ドル）にのぼり、2020年11月30日現在、その内15,827豪ドル（2019年：19,850豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「代行協会員兼販売会社」）は、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。

当期中の代行協会員報酬は、162,902豪ドル（2019年：179,213豪ドル）にのぼり、2020年11月30日現在、その内13,189豪ドル（2019年：16,542豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

販売報酬

また、代行協会員兼販売会社は、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.40%の販売報酬を受領する権利を有する。

当期中の販売報酬は、651,608豪ドル（2019年：716,851豪ドル）にのぼり、2020年11月30日現在、その内52,758豪ドル（2019年：66,166豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

管理報酬

管理会社は、最低年間報酬を2万豪ドルとする、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、報酬対象額の1億豪ドルに相当する部分までについて年率0.30%、および1億豪ドルを超える部分について年率0.10%に相当する管理報酬を受領する権利を有する。また、管理会社は、ファンドの資産から、当初払込日後できる限り速やかに支払われる設定報酬6万豪ドルを受領する権利を有する。

当期中の管理報酬は、363,449豪ドル（2019年：378,665豪ドル）にのぼり、2020年11月30日現在、その内30,129豪ドル（2019年：35,720豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

投資顧問報酬

三菱UFJ国際投信株式会社（「投資顧問会社」）は、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。

当期中の投資顧問報酬は、407,255豪ドル（2019年：448,032豪ドル）にのぼり、2020年11月30日現在、その内32,973豪ドル（2019年：41,354豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

注7. 買戻し手数料

買戻し手数料にかかる収益

英文目論見書の別紙2に従い、管理会社は、以下のスライディング・スケール方式に基づきファンドの勘定で計算される買戻し手数料を、買い戻される各受益証券の未払買戻し手取金から控除することができる。

- ファンドの開始日から2017年11月第一営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、募集価格で買い戻された発行済受益証券口数を乗じて算定される金額の3%とする。
- 2017年11月第一営業日（同日を含む。）から2019年11月第一営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、募集価格で買い戻された発行済受益証券口数を乗じて算定される金額の2%とする。
- 2019年11月第一営業日（同日を含む。）から2020年11月第一営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、募集価格で買い戻された発行済受益証券口数を乗じて算定される金額の1%とする。
- 2020年11月第一営業日以降、買戻し手数料は課されない。

買戻し手数料にかかる費用

パフォーマンス・リンク債の条項に従い、パフォーマンス・リンク債発行会社はスライディング・スケール方式に従い早期買戻し手数料を課す。

- 2015年10月20日のパフォーマンス・リンク債の発行日（同日を含む。）から2017年10月の最終営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、関連流通市場において取引日現在買い戻された元本の3%とする。
- 2017年10月の最終営業日（同日を除く。）から2019年10月の最終営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、関連流通市場において取引日現在買い戻された元本の2%とする。
- 2019年10月の最終営業日（同日を除く。）から2020年10月の最終営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、関連流通市場において取引日現在買い戻された元本の1%とする。
- 以降は、早期買戻し手数料は課されない。

期末において買い戻される受益証券および債券取引に関し、パフォーマンス・リンク債の取引日が10月13日となり、かつ、受益証券買戻日が10月12日となる場合には、買戻し手数料にかかる費用および買戻し手数料にかかる収益の発生は、異なる会計期間において認識される。したがって、買戻し手数料未収金および買戻し手数料未払金は、報告期間末日現在においてそれぞれ未決済買戻受益証券および債券取引として認識される。

当期中の買戻し手数料にかかる収益は、127,400豪ドル（2019年：373,900豪ドル）にのぼり、2020年11月30日現在、その内0豪ドル（2019年：24,700豪ドル）が未収であった。当期中の買戻し手数料にかかる費用は、125,800豪ドル（2019年：370,300豪ドル）にのぼった。

注8. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

2020年
豪ドル

2019年
豪ドル

F V P Lで測定する金融資産、取得原価	149,601,360	168,390,720
未実現利益	5,042,064	5,794,272
	<hr/>	
F V P Lで測定する金融資産、公正価値	154,643,424	174,184,992
	<hr/>	

パフォーマンス・リンク債は、投資先ファンドのパフォーマンスに連動する。パフォーマンス・リンク債からのリターンは、投資先ファンドの想定上の投資額を参照することにより、決定される。パフォーマンス・リンク債は、2023年9月29日を満期としてパフォーマンス・リンク債発行会社により発行された。

ゼロ・クーポン債発行会社による、予定満期日付のゼロ・クーポン債の償還額の支払は、ゼロ・クーポン債発行会社がゼロ・クーポン債の発行手取金を、発行日付でスワップの取引相手方に支払い、元本を乗じた予定償還価格を、予定満期日付でスワップの取引相手方から受領するスワップにより、保証されている。ゼロ・クーポン債は、予定されている2023年9月29日の満期日において、元本の100%で償還される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の内訳は以下の通りである。

2020年11月30日現在	保有高	公正価値 (豪ドル)	純資産に占める割合 (%)
ゼロ・クーポン債	150,960,000	149,299,440	93.91
パフォーマンス・リンク債	150,960,000	5,343,984	3.36
合計		<hr/> 154,643,424 <hr/>	<hr/> 97.27 <hr/>

2019年11月30日現在	保有高	公正価値 (豪ドル)	純資産に占める割合 (%)
ゼロ・クーポン債	169,920,000	162,205,632	91.47
パフォーマンス・リンク債	169,920,000	11,979,360	6.76
合計		<hr/> 174,184,992 <hr/>	<hr/> 98.23 <hr/>

注9. 現金および現金同等物

2020年11月30日現在、7,481,576豪ドルの現金預金（2019年：4,961,564豪ドル）は、利息付の6,403,374豪ドルの豪ドル預金（2019年：3,701,856豪ドル）、300,924米ドルの米ドル預金（2019年：359,039米ドル）、49,073英ポンドの英ポンド預金（2019年：49,059英ポンド）および無利息の44,700,805円の日本円預金（2019年：47,189,605円）を表している。すべての預金は、受託会社の関係会社である香港上海銀行（「HSBC」）に設置されていた。

注10. 受益者資本

申込み

当初申込期間中、受益証券は、適格投資者によって受益証券一口当たりの申込価格で申し込むことができる。当初申込期間は2015年8月31日に始まり、2015年10月7日に終了する（「当初申込期間」）。当初申込期間中に申込みされた受益証券は、当初払込日に発行される。管理会社は、何らかの理由により、受益証券の当初の申込みを終了することを決定することができる。

当初申込期間終了後、受益証券の申込みは行われない。

買戻し

受益証券は、受益者の判断により各買戻日において買戻しを申し込むことができるが、買戻日は、各取引日および／または(受託会社と協議の上)管理会社が最終買戻日まで(同日を含む)特定の場合に決定することができるその他の日である。

受益者が買戻日において買戻しに供することができる受益証券の口数は、10,000口以上とし、これを上回る場合には10,000口(または管理会社が決定するその他の口数)の整数倍とする。

	2020年 豪ドル	2019年 豪ドル
発行済受益証券：		
153,180,000口(2019年：170,820,000口)：		
一口当たり1.00豪ドル	153,180,000	170,820,000
	受益証券口数	受益証券口数
発行済および全額払込済受益証券口数：		
期首現在	170,820,000	190,750,000
期中買戻し	(17,640,000)	(19,930,000)
期末現在	153,180,000	170,820,000

注11. 税制

現行のケイマン諸島の法律に基づき、トラストおよびファンドはケイマン諸島のいかなる収益税またはキャピタル・ゲイン税も課せられない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂版)第81条に基づき、トラストの設立から50年間、ケイマン諸島において制定される、利益または収益について計算される税金、資本性資産、キャピタル・ゲインもしくは評価益について計算される税金または財産税もしくは相続税の性質を有するその他の税金を課すいかなる法律の適用をも受けない確証を、ケイマン諸島の総督から受領している。

他の国々で発行された証券に係わる分配金など、他の税管轄国からの収益には、当該国において源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税が課されることがある。外国における収益にかかる源泉徴収税は、当該課税国の適用税率にしたがって徴収される。

注12. 財務書類上の受益者に帰属する純資産と公表された純資産価額との調整

	2020年 豪ドル	2019年 豪ドル
財務書類上の受益者に帰属する純資産	158,985,245	177,324,180
準備金への調整(下記(a)参照)	(2,000,304)	(2,153,244)
報告日現在の公表された受益証券一口当たり純資産価格の 計算に使用された純資産	156,984,941	175,170,936

公表された発行済受益証券口数	153, 180, 000	170, 820, 000
公表された発行済受益証券一口当たり純資産価格（下記(b)参照）	1. 0248	1. 0254
発行済受益証券一口当たり純資産価格（下記(c)参照）	1. 0378	1. 0380

- (a) 公表された発行済受益証券一口当たり純資産価格は、英文目論見書に従って計算されており、IFRSにより要求されているように該当期間において監査費用、弁護士費用およびその他の運用費用を発生時に費用計上するのではなく、ファンドの定められた存続期間全体にわたり、これらの費用に対する準備金を含むものである。
- (b) 公表された受益証券一口当たり純資産価格1.0248豪ドル（2019年：1.0254豪ドル）の計算は、純資産156,984,941豪ドル（2019年：175,170,936豪ドル）および2020年11月30日現在の発行済受益証券の合計口数153,180,000口（2019年：170,820,000口）に基づいている。
- (c) 財務書類上の受益者に帰属する一口当たり純資産価格1.0378豪ドル（2019年：1.0380豪ドル）の計算は、純資産価額158,985,245豪ドル（2019年：177,324,180豪ドル）および2020年11月30日現在の発行済受益証券の合計口数153,180,000口（2019年：170,820,000口）に基づいている。

注13. 金融商品、金融資産ならびに金融負債、およびリスク管理方針

その他の金融商品

ファンドの投資活動は、ファンドが投資する金融商品に関連する各種リスクに晒される。ファンドが晒される最も重大な金融リスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクは、外国為替リスク、価格リスクおよび金利リスクを含む。

ファンドの投資運用方針は、下記の手順を通じて決定される。管理会社はファンドの資産に対して非一任型の運用サービスを提供し、主に投資証券が確実にファンドの投資目的に合致するようにし、ファンドの資産が、信託証書および英文目論見書に明記される投資限度および借入限度を超えて使用されるのを防ぐために合理的な手順を踏み、かつ、すべてのデュー・デリジェンスを実施する責任を負う。管理会社の取締役会は、関連信託証書および英文目論見書において詳述される範囲で、ファンドの構造の管理に対して全体的に責任を負う。

投資運用の方針は非一任型であり、ファンドはその資産を一对一の割合でゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・リンク債（総称して「債券」）に投資する。したがって、ファンドのリターンは、パフォーマンス・リンク債およびゼロ・クーポン債のパフォーマンスに依拠する。パフォーマンス・リンク債のリターンは、投資先ファンドに連動したリターン、パフォーマンス・リンク債発行会社の業績および運用実績、ならびにパフォーマンス・リンク債の価格に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に依拠する。ゼロ・クーポン債のリターンは、豪ドルのイールドカーブの変動、ゼロ・クーポン債発行会社の業績および運用実績、ならびにゼロ・クーポン債の価格に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に依拠する。

本報告期間終了時点の発行済みの金融商品の性質およびその範囲、ならびにファンドによって採用されるリスク管理方針は、下記において論じられる。

(a) 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動の結果金融資産の価格が変動するリスクであり、かかる変動は個々の資産特有の要因または市場における全資産に影響する要因により生じる。

パフォーマンス・リンク債の買戻価格が投資先ファンドの既定の規則に連動し、したがって、本ポートフォリオのボラティリティに連動することから、ファンドはその投資証券に関して市場リスクに晒される。ゼロ・クーポン債が、予定されている2023年9月29日の満期日において元本の100%で償還されることにより、かかるリスクは部分的に軽減される。

投資先ファンドのポートフォリオは、以下のマージンの分配によって構成された（未監査）。

マーケット・セクター	マージン%	
	2020年	2019年
卑金属	7.5%	9.6%
債券	13.4%	15.9%
農作物	12.8%	6.9%
通貨	11.0%	14.3%
エネルギー	11.5%	9.3%
エクイティ・インデックス	5.2%	19.2%
家畜	1.5%	1.1%
貴金属	29.7%	16.4%
格付け	7.4%	7.3%
合計	100.0%	100.0%

(i) 外国為替リスク

外国為替リスクは、外国為替レートの変動にともない、金融資産および金融負債の価格が変動するリスクである。ファンドにより発行される受益証券は豪ドル建てであり、受益証券は同通貨でのみ発行され、買い戻される。ファンドはその資産の大半を豪ドル建ての債券に投資する。

パフォーマンス・リンク債が連動している投資先ファンドは、豪ドル以外の通貨建てにより取引される投資有価証券の構成銘柄を反映するため、債券が外国為替リスクに晒される範囲で、ファンドは外国為替リスクに晒される。したがって、ポートフォリオおよびそれに伴ったパフォーマンス・リンク債の価格は、外国為替レートの変動により有利または不利に動く可能性がある。

2020年および2019年11月30日現在、ファンドはまた、豪ドル以外の通貨建てによる資産および負債を有しているため、外国為替リスクに晒される。

ファンドの純資産に占める通貨の割合は、下記の通りであった。

通貨毎の資産および負債の分析（合計額は、2020年および2019年11月30日付の為替レートに基づき、豪ドルで表示されている。）

2020年11月30日現在

	日本円	米ドル	英ポンド	豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	-	154,643,424	154,643,424
ブローカーからの未収金	-	-	-	2,089,776	2,089,776
現金および現金同等物	582,402	407,205	88,595	6,403,374	7,481,576
資産合計	582,402	407,205	88,595	163,136,574	164,214,776
負債					
未払買戻金	-	-	-	5,025,930	5,025,930
未払勘定および未払債務	-	58,724	-	144,877	203,601

負債合計	-	58,724	-	5,170,807	5,229,531
為替エクスポージャー 純額	582,402	348,481	88,595	157,965,767	158,985,245
2019年11月30日現在					
	日本円	米ドル	英ポンド	豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	-	-	-	174,184,992	174,184,992
未収買戻し手数料	-	-	-	24,700	24,700
ブローカーからの未収金	-	-	-	913,590	913,590
現金および現金同等物	636,213	529,947	93,548	3,701,856	4,961,564
資産合計	636,213	529,947	93,548	178,825,138	180,084,846
負債					
未払買戻金	-	-	-	2,523,599	2,523,599
未払勘定および未払債務	-	57,436	-	179,631	237,067
負債合計	-	57,436	-	2,703,230	2,760,666
為替エクスポージャー 純額	636,213	472,511	93,548	176,121,908	177,324,180

感応度分析

2020年および2019年11月30日現在、以下の通貨に対して豪ドルが10%値を上げた場合、純資産は、以下の金額分減少／増加したと考えられる。かかる感応度分析は、変更の可能性が合理的にあり得るとの経営陣による最良の見積りを表しており、その他のすべての変動要素、とりわけ金利が一定と仮定している。

	純資産 2020年 豪ドル	純資産 2019年 豪ドル
日本円	58,240	63,621
米ドル	34,848	47,251
英ポンド	8,860	9,355

2020年および2019年11月30日現在、上記の通貨に対して豪ドルが10%値を下げた場合、上記の通貨には上記と同額分だが反対の影響があったと考えられる。かかる分析は、その他のすべての変動要素が一定と仮定している。

豪ドル以外の通貨建てで測定される金融資産を保有する投資家は、外国為替レートの変動によるリスクに晒される。ファンドの受益証券の純資産価額が、当初豪ドルで投資された元本を上回る場合においても、当該通貨においては、純資産価額が減少する可能性がある。

(ii) 価格リスク

価格リスクは、主に「公正価値で測定する金融資産」に分類される保有金融商品の将来の価格に対する不確実性により生じるリスクであり、価格変動に直面した際に、ファンドがその保有ポジションを通じて被るであろう含み損を表す。

債券への投資証券は、計算代理人によって提供される各評価日の終了時点における価格で評価される。公表純資産価額の目的では、計算代理人によって提供される価格は、管理会社、受託会社および管理事務代行会社によって最終的なものとして扱われる。

ファンドの価格リスクは、パフォーマンス・リンク債の価格変動によって生じる。これらの価格変動は、投資先ファンドの既定の規則に従った価格に影響を及ぼすマネージド・コモディティーズ・フューチャーズのボラティリティの変化の結果として生じるものである。これらの価格変動は、パフォーマンス・リンク債の価格に反映され、またファンドの純資産価額に影響を及ぼす。

受益証券のリターンは、投資先ファンドを含むポートフォリオの価格変動に依拠する。受益証券の取引価格は、投資先ファンドを構成するマネージド・コモディティーズ・フューチャーズの価格変動その他の事由により、満期日前に大幅に変動する可能性がある。受益証券は、投資先ファンドに対する直接投資に相当するものではない。

その他のすべての変動要素が一定と仮定して2020年および2019年11月30日現在のマネージド・コモディティーズ・フューチャーズ・ファンドが1%上昇したと仮定すると、ファンドの純資産価額および収益は約1,069豪ドル（2019年：8,386豪ドル）増加すると考えられる。その他のすべての変動要素が一定と仮定して2020年および2019年11月30日現在のマネージド・コモディティーズ・フューチャーズ・ファンドが1%下落したと仮定すると、ファンドの純資産価額および収益は約1,069豪ドル（2019年：8,386豪ドル）減少すると考えられる。かかる感応度分析は、変更の可能性が合理的にあり得るという経営陣の最良の見積りを表している。

感応度分析の限界として、以下が挙げられる。

- 市場価格リスクの情報は、正確な数値というよりはむしろ相対的な見積りである。
- 市場価格情報は仮定に基づいた結果を表したものであり、予測は意図していない。
- 将来の市況は、過去の市況から大幅に変動する可能性がある。

(iii) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動の結果として金融商品の価格および将来的なキャッシュ・フローが変動するリスクである。

その他のすべての変動要素が一定と仮定して2020年および2019年11月30日現在の豪ドルのイールドカーブが1%上昇したと仮定すると、ファンドの損益を通じて公正価値で測定する金融資産、ならびに、その結果として純資産価額および収益は約4,180,384豪ドル（2019年：6,001,608豪ドル）減少すると考えられる。その他のすべての変動要素が一定と仮定して2020年および2019年11月30日現在の豪ドルのイールドカーブが1%下落したと仮定すると、ファンドの純資産価額は約4,180,384豪ドル（2019年：6,001,608豪ドル）増加すると考えられる。かかる感応度分析は、変更の可能性が合理的にあり得るという経営陣の最良の見積りを表している。

ファンドは、利付き勘定に預けられた現金および現金同等物にかかる金利リスクに晒される。2020年11月30日現在保有される現金および現金同等物の金額は、ファンドの純資産価額の4.71%（2019年：2.80%）を占める。これらの金額に対する金利変動にかかる感応度、およびそれに伴うファンドの純資産価額に対する影響は重大ではないと考えられる。ファンドは、予想される費用を賄う以外は現金を留保する方針ではないが、報告日現在のキャッシュ・ポジションには短期の買戻しの支払いのために保有される金額が含まれている。2020年11月30日現在の豪ドルおよび米ドルの金利への感応度の1%（2019年：1%）の変動により、保有する現金から得られた利息の大幅な増加をもたらす可能性は極めて低く、経営陣はファンドの総資産および利益の潜在的な

増減は重大ではないと判断している。かかる感応度分析は、変更の可能性が合理的にあり得ると
いう経営陣の最良の見積りを表している。

(b) 信用リスク

信用リスクは、金融商品、現金および現金同等物の金融機関ならびに銀行への預金により生じる
リスクである。ファンドは、金融商品が単一の機関により発行され、現金および現金同等物が単一
の銀行により管理されているため、重大な信用リスク集中の対象となる。

信用リスクは、相手方による義務の不履行が、報告日現在における保有金融商品から生じる将来
的なキャッシュ・フローの金額を減少させることになる範囲に限定して関連する。

ファンドが、その投資目的に、一対一の割合でシグナム・モメンタム・リミテッド (Signum
Momentum Limited) により発行されるゼロ・クーポン債およびクォーティックス・フィナンシャ
ル・プロダクツIIリミテッド (Quartix Financial Products II Limited) により発行されるパ
フォーマンス・リンク債に投資すると明記していること、ならびに現金および現金同等物がファン
ドの受託会社および香港上海銀行グループ内のその関連会社に預託されていることから、信用リス
ク管理能力は限定される。加えて、債券の計算代理人はゴールドマン・サックス・インターナショ
ナルである。かかる信用リスクは、かかる金融機関および銀行が独自に「A」または同等の最低格
付を得ていることを前提として管理される。

信用リスクに関する開示は、基礎となる金融商品が I F R S 第 9 号の減損開示の対象であるか否
かに基づき、2つのセクションに分割される。

I F R S 第 9 号の減損要件の対象となる金融資産

ファンドの I F R S 第 9 号における予想信用損失モデルの対象となる金融資産は、ブローカーか
らの未収金ならびに現金および現金同等物のみである。2020年11月30日現在、ブローカーからの未
収金ならびに現金および現金同等物の合計は957万豪ドルであり、その内計上された損失引当金は
なかった(2019年11月30日:合計590万豪ドルであり、その内生じた損失はなかった。)。これらの資
産に信用リスクが集中しているとはみなされない。減損しているとみなされる資産はなく、当期に
おいて償却された金額はない。

I F R S 第 9 号の減損要件の対象とならない金融資産

ファンドは、金融商品にかかる信用リスクにさらされている。これらの金融資産のクラスは F V
P L で測定されるため、I F R S 第 9 号の減損要件の対象とはならない。これらの資産の帳簿価額
は、各報告日における I F R S 第 9 号の減損要件の対象とならない金融商品にかかる信用リスクに
対するファンドの最大エクスポージャーを表している。したがって、これらの商品については、信
用リスクに関する開示を別途最大限に行うことはない。

2021年2月19日現在、計算代理人は、S & P グローバル・レーティングによる A + / A - 1、
ムーディーズによる A 1 / P - 1 およびフィッチ・レーティングスによる A + / F 1 の格付を有し
ていた。さらに、ファンドの現金および現金同等物は、2021年2月19日現在、S & P グローバル・
レーティングによる A A - / A - 1 +、ムーディーズによる A a 3 / P - 1 およびフィッチ・レー
ティングスによる A A - / F 1 + の格付を有する香港上海銀行に預託されている。パフォーマン
ス・リンク債の発行体およびゼロ・クーポン債の発行体は格付けされていない。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、ファンドが金融資産に関連する義務の履行のため、資金を調達する際に困難を
被るリスクである。流動性リスクは、金融資産を公正価値に近似する金額により早急に売却するこ
とが不能な場合に生じうる。

英文目論見書の条件に従って、ファンドの受益者は、ファンドの各買戻日において受益証券の買
戻しを請求することができる。管理会社は、それにしたがって、買い戻される受益証券に資金を充
当するために、ファンドが保有する割合の債券の買戻しを行う。債券は、1か月前の通知により、

満期日前であっても公正価値に近い価格により売却することができる。原債券の買戻し条件として、買戻日から23営業日以内に受益者に支払われ、それにより、買戻手取金が受益者に支払われる前に、債券の一部売却による決済を可能にする。ファンドが投資する債券の性質により、ファンドはその受益証券を早急に買い戻すことができない可能性があるため、ファンドは流動性リスクに晒される。分析の概要は、以下のとおりである。

2020年11月30日現在	1か月未満 豪ドル	1か月以上、 3か月未満 豪ドル	3か月以上、 1年未満 豪ドル	1年以上 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	154,643,424	-	-	-	154,643,424
ブローカーからの未収金	2,089,776	-	-	-	2,089,776
現金および現金同等物	7,481,576	-	-	-	7,481,576
資産合計	164,214,776	-	-	-	164,214,776
負債					
未払買戻金	5,025,930	-	-	-	5,025,930
未払勘定および未払債務	203,601	-	-	-	203,601
負債合計	5,229,531	-	-	-	5,229,531

2019年11月30日現在	1か月未満 豪ドル	1か月以上、 3か月未満 豪ドル	3か月以上、 1年未満 豪ドル	1年以上 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	174,184,992	-	-	-	174,184,992
未収買戻し手数料	24,700	-	-	-	24,700
ブローカーからの未収金	913,590	-	-	-	913,590
現金および現金同等物	4,961,564	-	-	-	4,961,564
資産合計	180,084,846	-	-	-	180,084,846
負債					
未払買戻金	2,523,599	-	-	-	2,523,599
未払勘定および未払債務	237,067	-	-	-	237,067
負債合計	2,760,666	-	-	-	2,760,666

注14. 資本管理

管理会社は、ファンドの資本はファンドの受益証券申込みおよび買戻しによる純収益により構成されると考える。

ファンドは、（注1に記載されている）投資目的に従って実質的にそのすべての資産を投資し、その投資運用方針は一任型ではない。

ファンドが遵守すべき資本の開示に関する規制上または法令上の要件はない。

注15. 関連当事者取引

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資にかかる運用、ファンドに関する金銭借入れの権限の行使、ファンドの収益および／もしくは資本から受益者に分配または中間分配を行うことについての受託会社への宣言および指示、ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しについて、基本

信託証書（改訂および再表示）の下で責任を負う。

受託会社は、ファンドの管理および受益者の登録保持について、基本信託証書（改訂および再表示）の下で責任を負う。

すべての関連当事者は、ファンドの資産から手数料および費用を受領する権利を有する。これらの報酬の詳細は、財務書類の注記6に記載されている。

注16. 公正価値の見積り

公正価値測定は、測定全体として公正価値ヒエラルキーのレベルに分類され、レベルの決定は、公正価値測定全体にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づいて行われなければならない。この目的のため、インプットの重要性は、全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定で観測可能なインプットを使用しても、観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合には、当該測定はレベル3の測定である。特定のインプットの公正価値測定全体に対する重要性を評価するためには、資産または負債に固有の要素を考慮して判断する必要がある。

「観測可能」を構成するものを決定するには、管理会社の重要な判断が要求される。管理会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能で定期的に配信または更新され、信頼できかつ検証可能で、独占されておらず、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源から提供されるものと考えている。

ファンドの金融資産は、パフォーマンス・リンク債等のように、活発な市場で値付けされていない。かかる資産の公正価値は、ターム・シートに従い、評価モデルを使用して計算代理人により決定される。当該モデルは観測可能なデータのみをベースにしていないため、ファンドの金融資産はすべてレベル3に分類される。金融資産がすべてレベル3に分類されているため、値付けされていない投資有価証券をレベル1、レベル2およびレベル3のレベル別に示した表は掲載されていない。

以下の表は、2020年11月30日に終了した年度における、レベル3の金融商品の変動を示している。当期において、レベル3測定からの移動、またはレベル3測定への移動はなかった。

2020年11月30日	豪ドル
2019年12月1日現在残高	174,184,992
当期中の処分額：	
売却にかかる収入	(19,387,935)
売却可能金融資産の売却にかかる実現純利益	598,575
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる未実現損失の純変動	<u>(752,208)</u>
2020年11月30日現在残高	<u>154,643,424</u>
報告期間末現在に保有する資産について損益に含まれる当期損失合計	<u>(153,633)</u>
2019年11月30日	豪ドル
2018年12月1日現在残高	182,383,002
当期中の処分額：	
売却にかかる収入	(17,508,885)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる実現純利益	295,215
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる未実現利益の純変動	<u>9,015,660</u>
2019年11月30日現在残高	<u>174,184,992</u>

報告期間末現在に保有する資産について損益に含まれる当期利益合計

9,310,875

注17. 重大な事象

当年度中、以下で論じられたもの以外に重要な事象はなかった。

2020年初頭の新型コロナウイルス感染症のアウトブレイク(「COVID-19のアウトブレイク」)は、世界の金融市場に多大な影響を及ぼした。管理会社は、COVID-19のアウトブレイクの展開に細心の注意を払い、ファンドの財政状態および業績への影響を評価する。

注18. 報告日以降の事象

報告日以降、本財務書類の承認日までにおいて、買戻価格合計8,455,937豪ドルの買戻可能受益証券8,250,000口がファンドから買い戻された。2021年2月16日、2021年3月1日、2021年3月16日、2021年4月1日および2021年4月16日付で、買戻可能受益証券690,000口、1,860,000口、2,980,000口、2,530,000口ならびに3,040,000口の追加の買戻請求が、それぞれ当該日において入手可能な価格で取引された。

報告期間後から本財務書類の承認日までの、その他の重大な事象は開示されなかった。

注19. 財務書類の承認

本財務書類は、2021年4月30日付で受託会社および管理会社により承認され、発行の権限を付与された。

(3) 投資有価証券明細表等

投資明細表は、財務書類の注記 8 に記載のとおりである。

IV. お知らせ

該当事項はありません。